



まつさか整骨院 NEWS LETTER Vol.46

患者さんの痛みを掴み取ります！まつさか整骨院 院長 濱口哲治です。



三重高校男女サッカー部、
ヴェルデラッソ松阪のトレー
ナーとして活動。

まつさか整骨院 院長 濱口哲治

皆さんご存知ですか？

柔道整復師のいる整骨院にかかる時、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。



日常生活やスポーツで捻挫や負傷をしたとき、あるいは同じ動作の繰り返しや間違った動作によって負傷したときなど、ケガや原因のある痛みについては健康保険が使える、「療養費」を受けることができます。



具体的には、外傷性の打撲や捻挫、骨折、脱臼、挫傷(肉ばなれ)が対象となります(骨折と脱臼については、応急処置を除いて医師の同意が必要な場合があります)。

一方、日常生活での単なる肩こりや筋肉疲労、体調不良などや、病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛みやこり、過去の交通事故等による後遺症は対象となりません。



つまり、いつ、どこで、どんなふうにケガをしたのかが分かる場合、健康保険が適用されます。

一方、「ずっと前から痛いのです」、「いつの間にか痛みが出てきて…」のような慢性的な症状の場合は、健康保険が適用できない場合があります。



だから、整骨院へ行く際は、何が原因で負傷したのかをきちんと話すことが大切です。

ちなみに、工作中や通勤途上に起きた負傷も健康保険の対象となりません。この場合は労災保険の対象

となります。

まつさか整骨院は、院長が柔道整復師の国家資格を有していますので、健康保険が適用できる整骨院です。

だから、できるだけ患者さんが自己負担額を抑えて、治療頻度を上げて治癒に向かうサポートをするため、院長は患者さんから「いつ、どこで、どんなふうにケガをしたのか」を十分聴くなど、診療前のヒアリングを大事にしています。

だから、もし、身体に痛みを感じたら

「いつから痛み出したのか？」

「どこで痛みが発生したのか？」

「どんなふうに痛みが出てきたのか？」

が、あいまいな記憶になる前に来院頂き、治療を受けて頂いた方が、健康保険が適用されて、自己負担額が抑えられてしっかり治せるようになります。

痛みを感じたら先送りしないで、早めに来院されることをお奨めします。

皆さんの生活が少しでも豊かになればと思います。まつさか整骨院 院長 濱口哲治を、今後ともよろしくお願ひします。

Information まつさか整骨院

■ 住所：〒515-0019 三重県松阪市中央町 638-4

■ TEL/FAX：0598-52-3113

■ 診療時間：午前 8:30～11:30

■ 定休日：水曜日 午前、土曜日 午後、日曜・祝日

※土曜日診療時間：8:30～13:00

午後 15:30～19:30